

認証評価関係基礎資料

平成29年8月9日

基礎資料 目次

- | | |
|------------------|-----|
| 1. 認証評価制度の概要 | P3 |
| 2. 認証評価制度の成果等 | P16 |
| 3. 認証評価制度に係る問題点等 | P19 |
| 4. 諸外国の評価制度 | P26 |

1. 認証評価制度概要

平成15年の質保証に関する制度改革の概要

【規制改革の動き】

○総合規制改革会議「規制改革の推進に関する第1次答申」（平成13年12月）

高等教育における自由な競争環境の整備

- ・大学・学部の設置規制の準則化（審査基準をあらかじめ法令上明確化）と届出制の導入
- ・大学・学部の設置等に係る認可に対する抑制方針の見直し
- ・第三者による継続的な評価制度の導入

【中央教育審議会の提言】

○「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について」（平成14年8月 答申）

「国の事前規制である設置認可を弾力化し、大学が自らの判断で社会の変化等に対応して多様で特色のある教育研究活動を展開できるようにする。それとともに、大学設置後の状況について当該大学以外の第三者が客観的な立場から継続的に評価を行う体制を整備する。これらのことにより、大学の自主性・自律性を踏まえつつ、大学の教育研究活動の質の維持向上を図り、その一層の活性化が可能となるような新たなシステムを構築することとする。」

○設置認可の在り方の見直し

- ・ 設置認可の対象の見直し（届出制の導入）
- ・ 抑制方針の撤廃
（医師、歯科医師等の養成分野は除く）
- ・ 審査基準の見直し
（審査基準をあらかじめ法令上明確化）

○第三者評価制度の導入

- ・ 国の認証を受けた評価機関が大学を定期的に評価
- ・ 評価結果を公表
（・自己点検・評価の公表を義務化（平成16年））

○法令違反状態の大学に対する是正措置

- ・ 段階的な是正措置の導入
（閉鎖命令の前に改善勧告や変更命令等の是正措置を導入）

①設置認可の見直し（平成15年度審査（平成16年度開設）より適用）

○届出制度の導入（学校教育法の改正）

○抑制方針の撤廃（審議会内規の廃止）

○設置審査の準則化（省令（大学設置基準等）及び告示の改正・制定）

②認証評価制度の導入（平成16年度より適用）（学校教育法の改正）

③法令違反状態の大学に対する段階的是正措置の導入（平成15年度より適用）（学校教育法の改正）

認証評価制度の概要

【概要】

- ・平成16年度から、大学は、文部科学大臣の認証を受けた第三者機関(認証評価機関)による評価(認証評価)を受けることが義務付けられている。

【目的】

- ・評価結果が公表されることにより、大学等が社会的評価を受ける
- ・評価結果を踏まえて大学等が自ら改善を図る

【種類】

- ① 大学の教育研究等の総合的な状況の評価(いわゆる機関別認証評価)
大学等の教育研究、組織運営及び施設設備の総合的な状況について評価
(7年以内ごと)
- ② 専門職大学院の評価(いわゆる分野別認証評価)
専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について評価
(5年以内ごと)
 - ・各認証評価機関が定める評価基準に従って実施
 - ・大学は認証評価機関の中から評価を受ける機関を選択

【大学評価基準】

認証評価機関は自ら定める大学評価基準に基づいて評価を行う。大学評価基準については文部科学省令において大枠(※)が定められており、各認証評価機関はこの大枠の範囲内で具体的な基準を定めることとなる。

(※)文部科学省令において定める大学評価基準の大枠

1. 大学評価基準が学校教育法や大学設置基準などの法令に適合していること
2. 大学評価基準に大学の特色ある教育研究の進展に資する項目が定められていること
3. 大学評価基準に次の事項が含まれていること

①教育研究上の基本組織、②教員組織、③教育課程、④施設及び設備、⑤事務組織、⑥教育研究活動等の状況に係る情報の公表、⑦財務、⑧その他教育研究活動等

【評価の方法】

認証評価の方法については、①大学の自己点検・評価の結果分析及び②大学への実地調査が義務付け。

【評価結果の公表等】

認証評価機関は、評価結果について、①大学への通知、②公表、③文部科学大臣への報告を行わなければならない。

認証評価制度の改善について①

【経緯等】

≪背景・課題≫

- 大学の質保証については、平成16年に第三者評価制度である認証評価制度が導入され、現在2巡目の評価が実施されているところ、現行の認証評価制度に対しては、以下のような指摘がなされている。
 - ・法令適合性等の外形的な評価項目等が多く、必ずしも教育研究活動の質的改善が中心となっていない
 - ・評価結果を教育研究活動の改善に活かす仕組みが十分ではない
 - ・社会一般における認証評価の認知度が十分ではない

中央教育審議会大学分科会大学教育部会を中心に認証評価制度の改善に向け検討

≪平成28年3月18日≫中央教育審議会大学分科会「**認証評価制度の充実に向けて(審議まとめ)**」をとりまとめ
⇒審議まとめを踏まえ、「**学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の一部を改正する省令**」を平成28年3月31日公布、平成30年4月1日施行

【省令改正内容】

○ 大学評価基準において定める評価事項関連

(1) 大学評価基準における共通項目の充実

大学評価基準に共通して定めなければならない事項として、以下の点を追加するものとする。

① **三つの方針**(※)に関すること。

② **教育研究活動等の改善**を継続的に行う仕組み(**内部質保証**)に関すること。

※卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)、教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)、入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)

(2) 重点評価項目の設定

大学評価基準に定める項目のうち、**内部質保証に関することについては、重点的に認証評価を行うものとする。**

(3) 設置計画履行状況等調査(AC)との連携

認証評価機関はACの結果を踏まえた文部科学大臣の意見において「**是正意見**」「**改善意見**」が付された大学に対する評価を行うに当たっては、当該意見に対して講じた措置を把握するものとする。

認証評価制度の改善について②

○ 評価の質の向上

(1) 認証評価機関の自己点検・評価の義務化

認証評価機関は、大学評価基準、評価方法、評価の実施状況並びに組織及び運営の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

(2) 認証評価機関におけるフォローアップ

認証評価機関は、評価の結果、改善が必要とされる事項を指摘した大学の教育研究活動等の状況について、当該大学の求めに応じ、再度評価を行うよう努めるものとする。

(3) 評価における社会との関係強化

認証評価機関は、その評価方法に、高等学校、地方公共団体、民間企業等の関係者からの意見聴取が含まれるものとする。

※高等専門学校の教育研究等の総合的な状況に係る認証評価(機関別評価)においても、上記省令改正内容について、準用する。

【中教審審議まとめを踏まえた取組】

○ 各大学等が、**教育研究の質の確保**に資する内部質保証の体制の構築等に取り組む際、また認証評価機関が大学評価基準等を見直し、認証評価を行う際には、以下のような事項に取組。

- ・内部質保証に関することについて、優れた取組等を実施していると評価した大学等に対し、次回評価において評価内容及び方法の弾力化により評価の効率化を図ること。また、法令遵守事項については、評価書やチェックシートの確認など方法の簡略化を図ること。
- ・大学の自己点検・評価の段階から客観的なデータや指標の積極的な活用、認証評価機関においても定量的な評価の実施やエビデンスの収集強化に取り組むこと。
- ・教育の質的転換を促進するため、各大学等が学生の学修状況の把握・評価の実施状況についての評価に取り組むこと。
- ・評価の過程において、認証評価と社会との関係強化等の観点から、高等学校、地方公共団体、企業、学生等からの意見聴取に取り組むこと。
- ・重点評価項目である内部質保証について段階別評価の活用など、評価結果を社会一般に対して分かりやすく発信するとともに、特に優れた取組を積極的に公表すること。
- ・認証評価に係る各大学等の負担の軽減のため、国立大学法人評価などの他の評価における教育研究に関する評価資料及び結果も活用した評価に取り組むこと。

認証評価機関一覧（平成29年4月現在）

機関別認証評価機関

| 認証評価機関名 | 評価の対象 | 認証日 |
|--|--------|--|
| 公益財団法人 大学基準協会 独立行政法人 大学改革支援・学位授与機構 公益財団法人 日本高等教育評価機構 | 大学 | 平成16年8月31日 平成17年1月14日 平成17年7月12日 |
| 一般財団法人 短期大学基準協会 公益財団法人 大学基準協会 公益財団法人 日本高等教育評価機構 | 短期大学 | 平成17年1月14日 平成19年1月25日 平成21年9月4日 |
| 独立行政法人 大学改革支援・学位授与機構 | 高等専門学校 | 平成17年7月12日 |

分野別認証評価機関

| 認証評価機関名 | 評価の対象分野 | 認証日 |
|---|---------------------------------------|--|
| 公益財団法人 日弁連法務研究財団 独立行政法人 大学改革支援・学位授与機構 公益財団法人 大学基準協会 | 法科大学院 | 平成16年8月31日 平成17年1月14日 平成19年2月16日 |
| 一般社団法人 ABEST21 | 経営(経営管理, 技術経営, ファイナンス, 経営情報) | 平成19年10月12日 |
| 公益財団法人 大学基準協会 | 経営(経営学, 経営管理, 国際経営, 会計, ファイナンス, 技術経営) | 平成20年4月8日 |
| 特定非営利活動法人 国際会計教育協会 | 会計 | 平成19年10月12日 |
| 特定非営利活動法人 日本助産評価機構 | 助産 | 平成20年4月8日 |
| 公益財団法人 日本臨床心理士資格認定協会 | 臨床心理 | 平成21年9月4日 |
| 公益財団法人 大学基準協会 | 公共政策 | 平成22年3月31日 |
| 公益財団法人 日本高等教育評価機構 | ファッション・ビジネス | 平成22年3月31日 |
| 一般財団法人 教員養成評価機構 | 教職大学院、学校教育 | 平成22年3月31日 |
| 一般社団法人 日本技術者教育認定機構 | 情報, 創造技術, 組込み技術, 原子力 | 平成22年3月31日 |
| 公益財団法人 大学基準協会 | 公衆衛生 | 平成23年7月4日 |
| 一般社団法人 ABEST21 公益財団法人 大学基準協会 | 知的財産 | 平成23年10月31日 平成24年3月29日 |
| 一般社団法人 専門職高等教育質保証機構 | ビューティビジネス | 平成24年7月31日 |
| 公益社団法人 日本造園学会 | 環境・造園 | 平成24年7月31日 |
| 公益財団法人 大学基準協会 | グローバル・コミュニケーション | 平成28年3月29日 |
| 一般社団法人 日本ソーシャルワーク教育学校連盟 | 社会福祉 | 平成29年2月2日 |

各認証評価機関の評価基準(機関別認証評価)の概要①

※平成30年度からの基準

| 区分 | 大学基準協会 | 大学改革支援・学位授与機構 |
|-----------------|--|---|
| 評価基準 | 『「大学基準」およびその解説』(10の基準)を設定 各基準の下に「点検・評価項目」(46項目)を設定 | 大学評価基準(機関別認証評価)』(10の基準)を設定 各基準の下に「基本的な観点」(81項目)を設定 |
| 具体的 基準 内容 | 目的 1 [理念・目的] (理念・目的等、周知・公表状況、目的等を実現させる諸施策) ※()の内容は「点検・評価項目」の要約 | 基準1 大学の目的 (目的の明確性、適合性) ※()の内容は、「基本的な観点」の要約 |
| | 教育研究組織・教育課程 3 [教育研究組織] (教育研究組織の適切性等) | 基準2 教育研究組織 (教育研究に係る基本的な組織構成、教育活動を展開する上で必要な運営体制) |
| | 4 [教育課程・学習成果] (学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の公表状況、教育課程の編成・実施方針に基づいた教育課程、学習成果の適切な評価、教育課程等の適切性の点検・評価等) | 基準5 教育内容及び方法 (教育課程の編成・実施方針、教育課程の内容・水準の適切性、授業形態、学習指導法、成績評価、単位認定、卒業認定) 基準6 学習成果 (教育の目的等に照らして身につけるべき知識・技能・態度等についての成果、進路状況等) |
| | 学生 5 [学生の受け入れ] (学生の受け入れ方針、学生募集・入学者選抜、定員設定、収容定員に基づいた在籍学生数の管理、学生募集・入学者選抜の検証) 7 [学生支援] (学生支援に関する方針、学生支援体制の整備、学生支援の適切性の点検・評価等) | 基準4 学生の受け入れ (入学者受け入れ方針の明確性、入学者受け入れ方針に沿った受け入れ、実入学者数と入学定員) 基準7 施設・設備及び学生支援 (履修指導、学習・課外活動・生活・就職・経済面での援助等に関する相談・助言・支援) |
| | 教員 6 [教員・教員組織] (教員組織の編制方針、教員組織の整備、教員の募集・採用・昇任、教員の資質の向上、教員組織の適切性の点検・評価等) | 基準3 教員及び教育支援者 (教員の配置、教員の採用・昇格、教員の評価・資質の維持、教育支援者の配置、教育補助者の活用) |
| | 内部質保証 2 [内部質保証] (内部質保証に関するシステムの整備、内部質保証システムの有効性、自己点検・評価等の実施状況の結果の公表、内部質保証システムの適切性の点検・評価等) | 基準8 教育の内部質保証システム (自己点検・評価、その結果に基づく教育の質の改善・向上を図るための体制の整備、教員や教育支援者及び教育補助者に対する研修、大学の構成員や学外関係者からの意見聴取等) 基準10 教育情報等の公表 (入学者受け入れ方針や教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針の適切な公表、大学の教育研究活動等についての情報の適切な公表) |
| | 管理・運営・財務 10 [大学運営・財務] (大学運営方針、権限等の明示、予算編成・予算執行、大学業務を支援する事務組織、事務職員・教員の意欲・資質の向上を図るための方策、中長期の財政計画、財政的基盤、大学運営の適切性の点検・評価等) | 基準9 財務基盤及び管理運営 (財務基盤、財務監査等、管理運営体制、事務組織、大学の活動の総合的な状況に関する自己点検評価) |
| | 施設・整備 8 [教育研究等環境] (教育研究等環境の整備に関する方針、校地・校舎及び施設・設備、図書館、学術情報サービス、研究費、研究室、研究倫理を遵守するために必要な措置、教育研究等環境の適切性の点検・評価等) | 基準7 施設・設備及び学生支援 (施設・設備等の整備・有効活用、耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面への配慮、ICT環境、図書館、自習学習環境) |
| | その他 9 [社会連携・社会貢献] (社会連携・社会貢献に関する方針、教育研究の成果の社会への還元、社会連携・社会貢献の適切性の点検・評価等) | |

各認証評価機関の評価基準(機関別認証評価)の概要②

| 区分 | 日本高等教育評価機構 | 短期大学基準協会 |
|---------|--|---|
| 評価基準 | 「大学評価基準」(6の基準)を設定 各基準の下に「基準項目」(23項目)を設定し、基準項目ごとに「評価の視点」(56項目)を設定 | 「短期大学評価基準」(4の基準)を設定 各基準の下に「テーマ」(12テーマ)を設定し、テーマの下に「区分」(33区分)を設定し、区分の下に「観点」(163観点)を設定 |
| 具体的基準内容 | 目的 基準1 使命・目的等 (使命・目的及び教育目的の明確性、有効性) ※()の内容は、「基準項目」及び「評価の視点」の要約 | 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果 (建学の精神、教育目的・目標、学習成果、三つの方針) ※()の内容は「区分」の要約 |
| | 教育研究組織・教育課程 基準1 使命・目的等 (使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性) 基準3 教育課程 (ディプロマポリシー、ディプロマポリシーとカリキュラムポリシーとの一貫性、教育課程の体系的編成、学修成果の点検・評価) | 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果 (学習成果の表明と点検、三つの方針を一体的に策定・公表) 基準Ⅱ 教育課程と学生支援 (卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、教養教育、職業教育、学習成果の測定) |
| | 学生 基準2 学生 (アドミッションポリシー、入学定員に沿った適切な学生受入れ数、学生の意見等への対応) | 基準Ⅱ 教育課程と学生支援 (入学者受入れの方針、入学者受入れの方針の受験生への明示) |
| | 基準2 学生 (学修支援体制、キャリア支援、学生の意見等への対応) | 基準Ⅱ 教育課程と学生支援 (学習支援、生活支援、進路支援) |
| | 教員 基準4 教員・職員 (教学マネジメント、教員・職員配置、研修、研究支援) | 基準Ⅲ 教育資源と財的資源 (教員組織、専任教員の教育研究活動、学習成果向上のための事務組織、人事管理) |
| | 内部質保証 基準6 内部質保証 (組織体制、自己点検・評価、PDCAサイクル) | 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果 (教育の質の保証、自己点検・評価活動等の実施体制と内部質保証の取組) 基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス (教育情報、財務情報の公表) |
| | 管理・運営・財務 基準5 経営・管理と財務 (経営の規律と誠実性、理事会の機能、管理運営の円滑化と相互チェック、財政基盤と収支、会計) | 基準Ⅲ 教育資源と財的資源 (財的資源、経営判断指標等に基づき財政上の安定を確保する計画) 基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス (理事会等の管理運営体制、教授会等の教学運営体制、監事、評議員会) |
| | 施設・整備 基準2 学生 (校地・校舎等、実習施設、図書館、バリアフリー) | 基準Ⅲ 教育資源と財的資源 (校地、校舎、施設設備、その他の物的資源、学習成果を獲得させるための技術的資源) |
| | その他 独自基準の設定、特記事項の記述 | 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果 (地域・社会貢献) |

学修成果に関する評価基準

| | 大学基準協会 | 大学改革支援・学位授与機構 | 日本高等教育評価機構 | 短期大学基準協会 |
|----------|--|--|--|---|
| 評価基準 | <p>教育課程・学習成果</p> <p>4 大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を定め、公表しなければならない。また、教育課程の編成・実施方針に則して、十分な教育上の成果を上げるための教育内容を備えた体系的な教育課程を編成するとともに、効果的な教育を行うための様々な措置を講じ、学位授与を適切に行わなければならない。さらに、学位授与方針に示した学習成果の修得状況を把握し評価しなければならない。</p> <p>※基準の趣旨については別途解説を定めている</p> | <p>基準6 学習成果</p> <p>6-1 教育の目的や養成しようとする人材像に照らして、学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、学習成果が上がっていること。</p> <p>6-2 卒業（修了）後の進路状況等から判断して、学習成果が上がっていること。</p> | <p>基準3. 教育課程</p> <p>3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定</p> <p>3-2. 教育課程及び教授方法</p> <p>3-3. 学修成果の点検・評価</p> | <p>基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果</p> <p>I-B-2 学習成果を定めている。</p> <p>基準Ⅱ 教育課程と学生支援</p> <p>Ⅱ-A-6 短期大学及び学科専攻課程の学習成果は明確である</p> <p>Ⅱ-A-7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みを持っている</p> <p>Ⅱ-A-8 学生の卒業後評価の取り組みを行っている</p> |
| 評価基準等の詳細 | <p>【点検・評価項目】</p> <p>4 教育課程・学習成果</p> <p><点検・評価項目></p> <p>(1) 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。</p> <p>(2) 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。</p> <p>(3) 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。</p> <p>(4) 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。</p> <p>(5) 成績評価、単位認定及び学位授与は適切に行われているか。</p> <p>(6) 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。</p> <p>(7) 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。</p> | <p>【基本的な観点】</p> <p>6-1-① 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、学習成果が上がっているか。</p> <p>6-1-② 学習の達成度や満足度に関する学生からの意見聴取の結果等から判断して、学習成果が上がっているか。</p> <p>6-2-① 就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績から判断して、学習成果が上がっているか。</p> <p>6-2-② 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、学習成果が上がっているか。</p> | <p>【評価の視点】</p> <p>3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知</p> <p>3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知</p> <p>3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用</p> <p>3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知</p> <p>3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性</p> <p>3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成</p> <p>3-2-④ 教養教育の実施</p> <p>3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施</p> <p>3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学習成果の点検・評価方法の確立とその運用</p> <p>3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学習成果の点検・評価結果のフィードバック</p> | <p>基準Ⅰ-B-2</p> <p>(1) 短期大学としての学習成果を建精神に基づき定めている。</p> <p>(2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。</p> <p>(3) 学習成果を内外に表明している。)学習成果を内外に表明している。)学習成果を内外に表明している。</p> <p>(4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。</p> <p>基準Ⅱ-A-6</p> <p>(1) 学習成果に具体性がある。</p> <p>(2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。</p> <p>(3) 学習成果は測定可能である。</p> <p>基準Ⅱ-A-7</p> <p>(1) GPA分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ルーブリック分布などを活用している。</p> <p>(2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生・雇用者への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。</p> <p>(3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。</p> <p>基準Ⅱ-A-8</p> <p>(1) 卒業生の進路先から評価を聴取している。</p> <p>(2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している</p> |

評価結果と再評価の実施状況(平成16年度～平成28年度)

| | 結果の種類 | 評価結果 | 再評価後(※3) |
|---------------|----------------|------|----------|
| 大学基準協会 | 適合 | 556 | 574 |
| | (※1) 保留・期限付適合 | 25 | 1 |
| | 不適合 | 3 | 9 |
| 大学改革支援・学位授与機構 | 大学評価基準を満たしている | 236 | 236 |
| | 大学評価基準を満たしていない | 1 | 1 |
| 日本高等教育評価機構 | 適合 | 515 | 536 |
| | (※2) 保留 | 22 | 0 |
| | 不適合 | 3 | 4 |
| 短期大学基準協会 | 適格 | 552 | 562 |
| | (※4) 保留・条件付適格 | 18 | 8 |
| | 不適格 | 0 | 0 |

(※1)大学基準協会の「大学基準」に適合していることを期限付で認定し、3年以内に「再評価」の受審を課し、適合・不適合を最終的に判定する。第1期では、「大学基準」に適合しているか否かの判定を保留し、3年以内に「再評価」の受審を課していた。

(※2)日本高等教育評価機構の「大学評価基準」に適合しているか否かの判定を保留し、原則1年以内に「再評価」の申請を課す。(平成23年度評価分までは、原則3年以内)

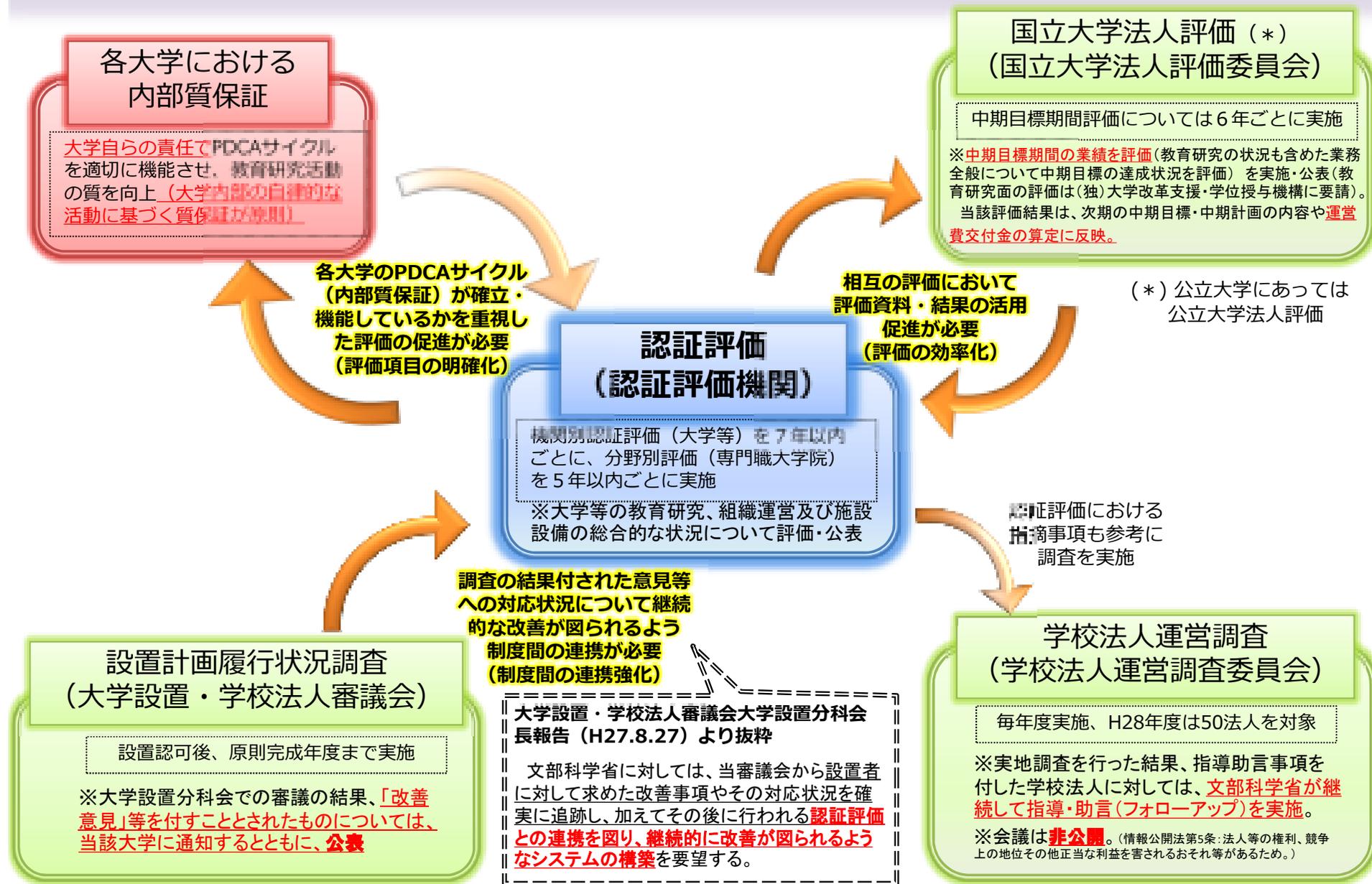
(※3)再評価後の保留等の欄には未受審も含む。

「再評価」の他に、大学基準協会及び大学評価・学位授与機構は「不適合」に対する「追評価」の機会を設けているが(2年以内。「追評価」を受けるかは被評価機関の任意。)、実績はない。

(※4)短期大学基準協会の「短期大学評価基準」の一部を満たしていないが、改善意思及び改善計画を確認した場合保留し、1年以内に再評価を受け、適格、不適格とならない場合は、さらにその2年後に再評価を行う。(第1評価期間)

第2評価期間は、適格、不適格の判定に至らない場合は保留とし、指定する期間内に再評価を行い、適格、不適格とならない場合は、さらにその後に再評価を行う。また、「短期大学評価基準」の一部を満たしていないが、教育に重大な支障を及ぼすおそれのない場合は条件を付した上で適格とし、指定した期日までに改善報告書の提出を求め、適格・不適格の判定を行う。

認証評価制度と他の質保証制度との関係について(イメージ図)



(参考) 国立大学法人評価について

(目的)

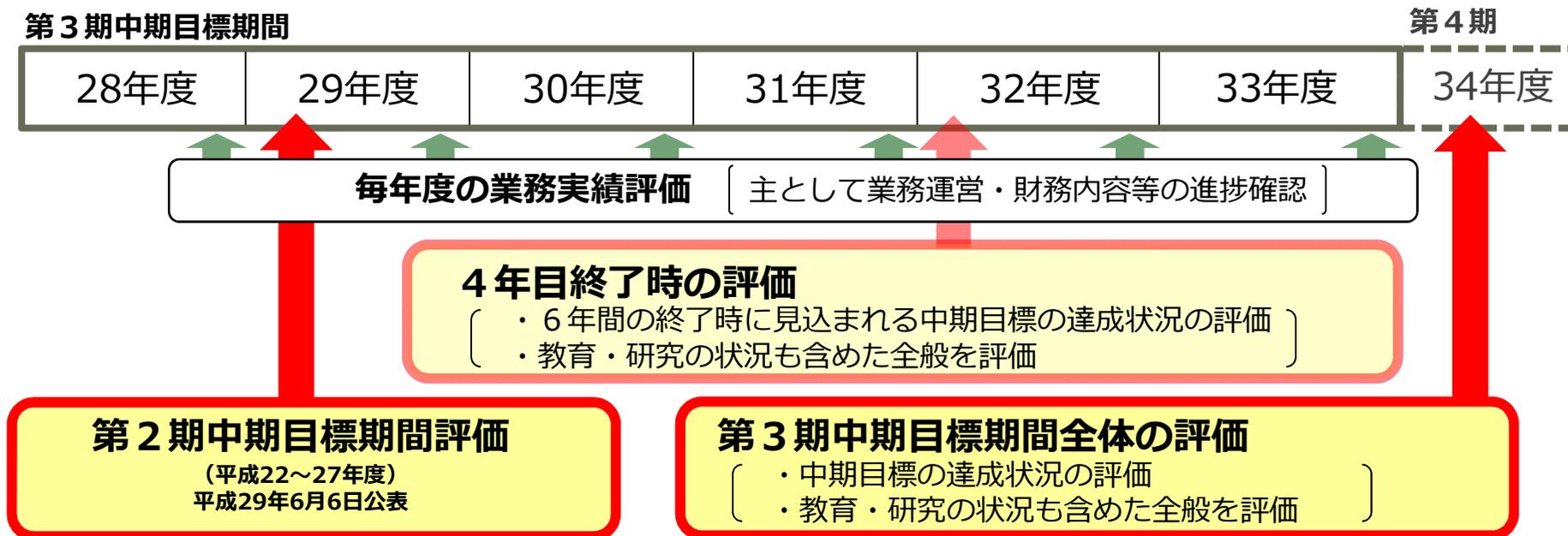
- ◆ 法人が中期目標・中期計画を着実に実施し、投じた国費が有効・適切に使用されたかどうかを国として検証
- ◆ 法人の業務の継続的な質的向上に資するとともに、法人の状況を分かりやすく示し、社会への説明責任を果たす

(概要)

- ◆ 国立大学法人法第31条の2及び第31条の3に基づき、「国立大学法人評価委員会」が、国立大学法人等の教育研究や業務運営等の実績について、毎事業年度及び中期目標期間（6年）※ごとに評価

※ 独立行政法人通則法の改正に伴う国立大学法人法の改正により、第3期中期目標期間からは、中期目標期間の最後の事業年度の前々事業年度（第3期においては、平成31年度）の終了時に、中期目標期間終了時（第3期においては、平成33年度）に見込まれる中期目標期間の業務の実績について、暫定的な評価を実施。

- ◆ 各法人の自己点検・評価に基づき、各法人ごとに定められた中期目標の達成状況等について調査・分析を行い、法人の業務全体を総合的に評価
- ◆ 法人間を相対比較する趣旨ではないことに十分留意



(参考) 第2期中期目標期間評価の概要

中期目標の達成状況の評価

学部・研究科等の現況分析

大学改革支援・学位授与機構が評価を実施

| | |
|------------|---|
| 教育研究 | 教育 ①教育内容及び教育の成果等 ②教育の実施体制等 ③学生への支援 |
| | 研究 ①研究水準及び研究の成果等 ②研究実施体制等の整備 |
| | その他 ①社会との連携や社会貢献 ②国際化 |
| 業務運営・財務内容等 | ③産業競争力強化法の規定による出資等 |
| | 業務運営の改善及び効率化 |
| | 財務内容の改善 |
| | 自己点検・評価及び情報提供 その他業務運営に関する重要事項 |

| | 水準 | 質の向上度 |
|----|----------|--|
| 教育 | ①教育活動の状況 | 4段階で判定 ・大きく改善、向上している 又は高い質を維持している ・改善、向上している ・質を維持している ・質を維持しているとはいえない |
| | ②教育成果の状況 | |
| 研究 | ①研究活動の状況 | |
| | ②研究成果の状況 | |

視点
 ・各学部・研究科等の目的に照らして、それぞれの組織が想定する関係者(ステークホルダー)の期待にどの程度応えているか

視点
 ・第1期中期目標期間終了時点と評価時点を比較し、重要な質の変化があるか

要請

尊重

国立大学法人評価委員会からの要請に応じて、**大学改革支援・学位授与機構が評価**。評価委員会は、**機構の評価結果を尊重**。

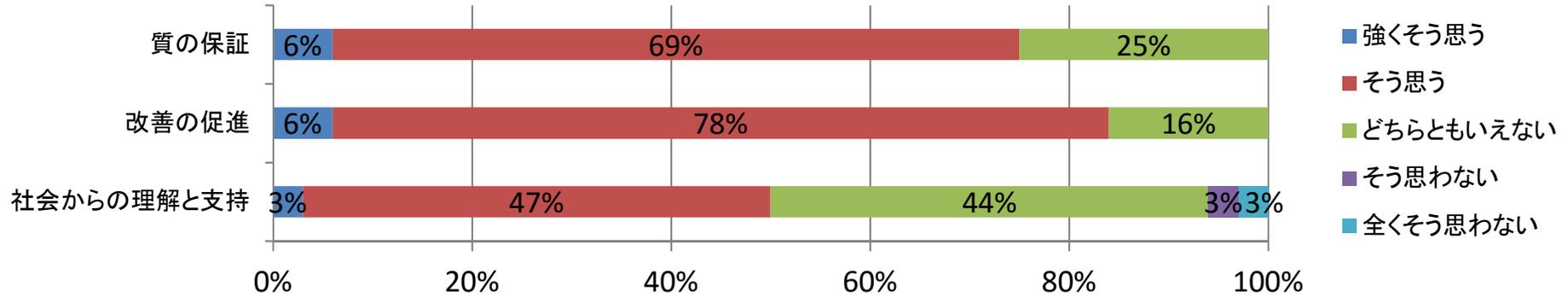
国立大学法人評価委員会が5段階で判定

- 「中期目標の達成状況が非常に優れている」
- 「中期目標の達成状況が良好である」
- 「中期目標の達成状況がおおむね良好である」
- 「中期目標の達成状況が不十分である」
- 「中期目標の達成のためには重大な改善事項がある」

2. 認証評価制度の成果等

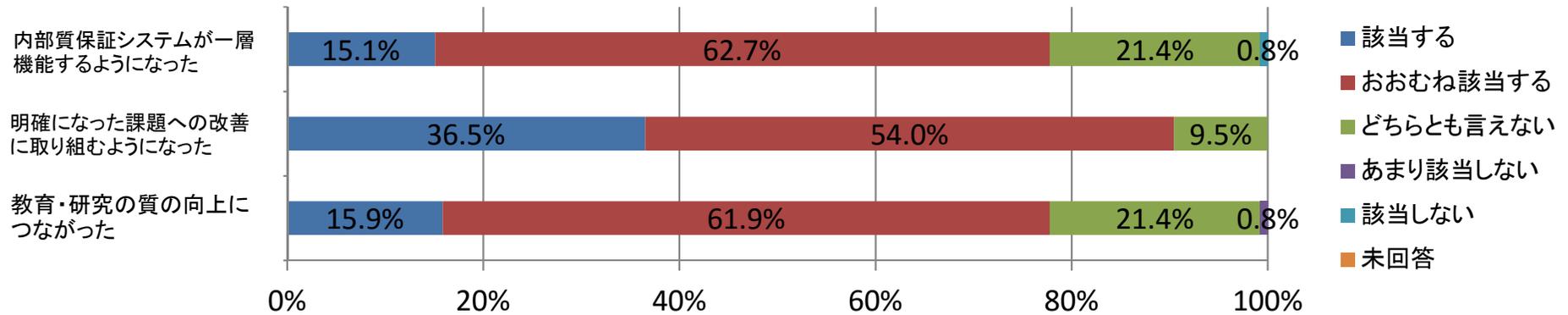
評価の有効性・効果

○評価の目的に対する有効性（評価報告書の内容）



出典: 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構『平成27年度に実施した大学機関別認証評価に関する検証結果報告書』(平成29年3月)より
回答数 国公立の大学32校

○自己点検・評価活動による効果



出典: 公益財団法人大学基準協会『第2期大学評価の有効性に関する調査(アンケート調査)』(平成27年5月)より
回答数 公私立の大学126校

認証評価結果に基づいた各大学の改善事例（概要）

◇教育研究に係る改善事例

【課題】 学習の達成度や満足度に関して、有効かつ十分な学生からの意見聴取が行われていない。

【改善】 学生による授業評価、学生生活実態調査等を改善しながら継続すると共に、「新たな地域社会を創造する3C人材の育成」の事業で取組んでいるルーブリックの開発等の成果を活用する。また、河合塾が実施した「日本の大学生の学習経験調査」への参加によって、他大学との比較分析も進める。

【課題】 各学部学科等で実施された自己点検・評価において見い出された課題を全学で共有し、実際の改善活動に結び付けるための全学的体制が十分に整備されていない。

【改善】 自己点検評価体制を整備するため、自己点検・評価を専門に取り組む委員会を設置し、P D C Aサイクルの充実を図ることとしている。

【課題】 大学院の成績評価の異議申し立てが規程化されておらず、制度化されていない。

【改善】 修士課程及び専門職学位課程の履修規程を改正し、成績調査依頼制度を明確に制度化した。

◇組織運営に係る改善事例

【課題】 関連部署や委員会の連携が不十分であったため、軽微ならざる支出超過となった時期があり、財務及び監査の機能強化が望まれる。

【改善】 予算執行モニタリングを年2回から3回に増やすなど、執行管理を強化し、適正に予算執行されるように努めている。

◇施設設備に係る改善事例

【課題】 自主的学習環境の整備について、収容定員に比べてグループ学習室が十分に整備されていない。

【改善】 訪問調査後すぐに各学部にも1室以上の自主的学習室を増設した。また、附属図書館においては、ラーニングコモンズに加え、アクティブラーニングサポートルームを整備した。

3. 認証評価制度に係る問題点等

評価制度の問題点等に関する指摘

経済同友会「大学評価制度の新段階—有為な人材の育成のために好循環サイクルの構築を—」（2013年4月3日）より抜粋

1. 大学評価制度の現状と問題点

(2)ステークホルダーへの説明責任の不徹底

- 公的な第三者評価制度については、評価結果は公表されているものの、大学教育の成果を評価する機能が不十分なこともあり、学生・保護者・企業等のステークホルダーの多くには、認識も参照もされていない。また、情報公開に消極的な大学もあり、概して大学とステークホルダーとの情報の非対称性は依然大きく、大学が説明責任を十分に果たしているとはいえない。2011年に一部の情報については各大学のホームページ等において公開が義務付けられたが、教育の成果を示す情報の公開は、依然不十分な状況にある。

(中略)

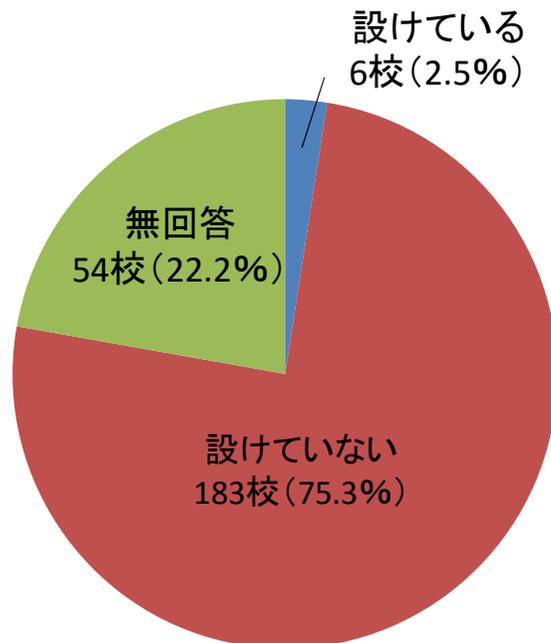
- このように種々の評価制度は存在するが、いずれも、ステークホルダーが、教育の成果により大学を評価する判断材料として十分ではないために、入学偏差値と評判に頼らざるを得ないという事態が続いていることから、改善を強く求めたい。

評価員候補者の推薦に関する大学の意識調査

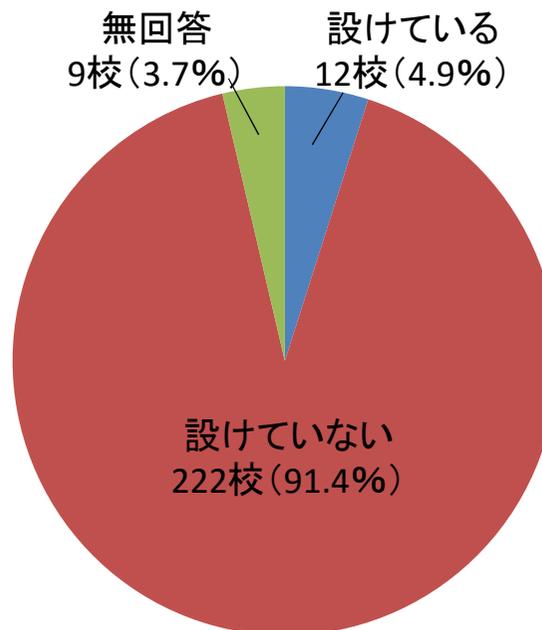
- 平成25年度に日本高等教育評価機構が行ったアンケートによると、評価員の委嘱に際しての学務の軽減措置はほとんどの大学で設けられていない。

評価員の委嘱によって学務の軽減措置を設けているか

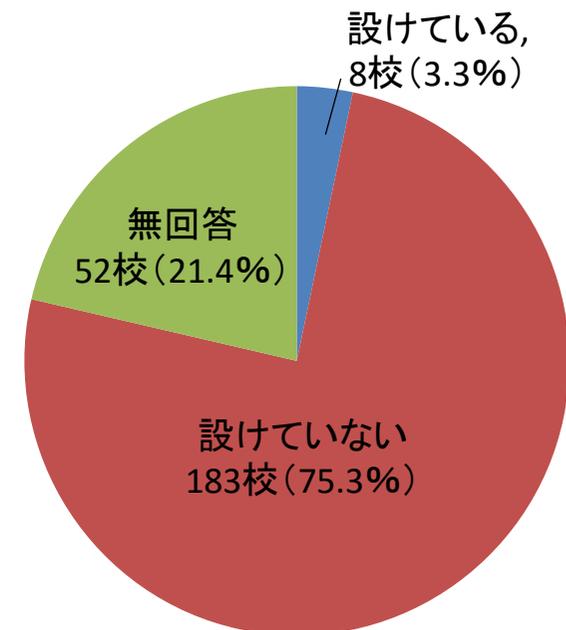
役員



教員



職員

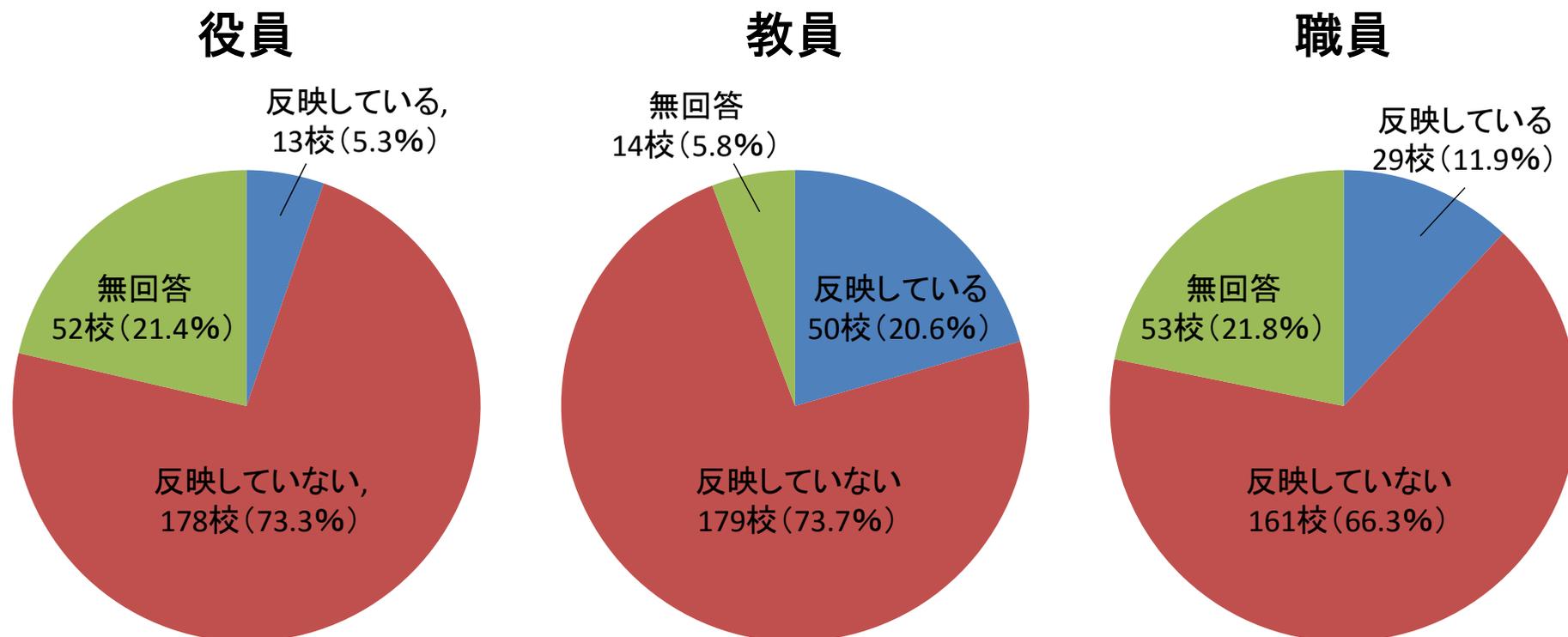


出典:公益財団法人日本高等教育評価機構『平成25年度認証評価に関する調査研究』(平成26年12月)より
回答数 公私立の大学243校

評価員候補者の推薦に関する大学の意識調査②

- 平成25年度に日本高等教育評価機構が行ったアンケートによると、評価員の活動経験を人事評価に反映している大学は少ない。

評価員の活動経験を人事評価に反映しているか

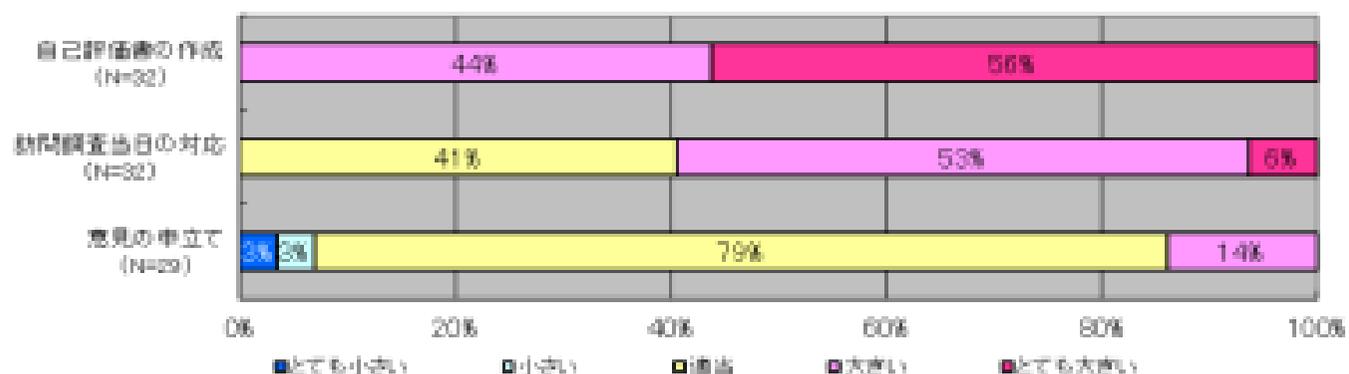


出典:公益財団法人日本高等教育評価機構『平成25年度認証評価に関する調査研究』(平成26年12月)より
回答数 公私立の大学243校

評価作業量に関するアンケート調査について

平成27年度に大学評価・学位授与機構（当時）の評価を受審した大学に対して、同機構が行ったアンケートによると、大学においては「自己評価書の作成」に負担感を感じており、評価者においては大学の自己評価書の確認等を行う書面調査に負担感を感じている。

評価に費やした作業量



(a) 対象校

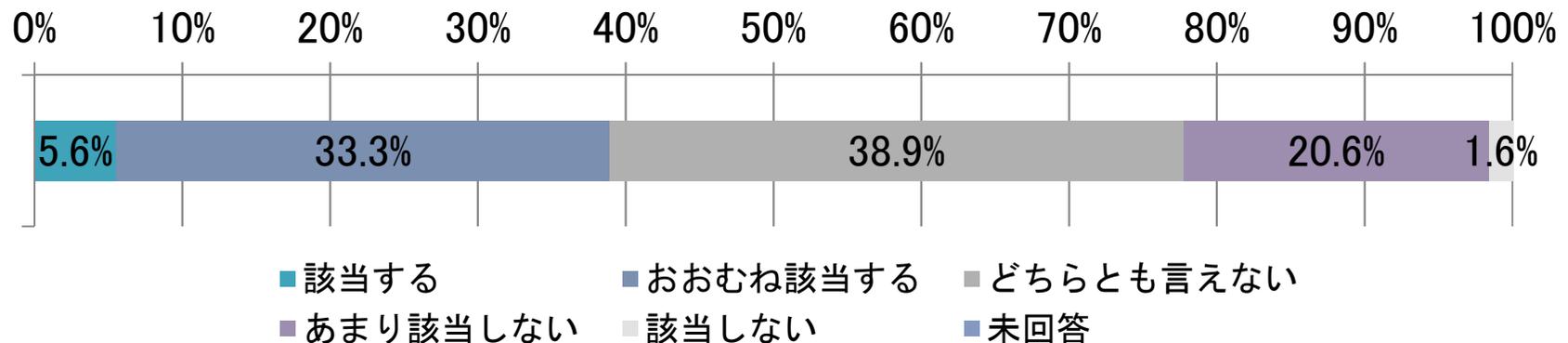


(b) 評価担当者

評価作業量に関するアンケート調査について②

- 平成23年度～26年度に大学基準協会の評価を受審した大学に対して、同協会が行ったアンケートによると、大学における作業量が適切であったかという質問に対し、適切である（「該当する」又は「おおむね該当する」）と回答した大学は全体の約4割であった一方で、適切でない（「該当しない」又は「あまり該当しない」）と回答した大学も全体の約2割にとどまっておらず、今後も作業の効率化が必要。

貴大学担当部署の作業量は、適切であった



出典：公益財団法人大学基準協会『第2期大学評価の有効性に関する調査（アンケート調査）』（平成27年5月）より
回答数 公私立の大学126校

国立大学法人評価における認証評価の結果等の活用状況

平成22年7月 文部科学省「国立大学法人化後の現状と課題について(中間まとめ)」を公表

⇒「国立大学法人評価について、第1期中期目標期間における実施状況を踏まえ、評価方法、対象、必要種類等の見直しを行う。その際、評価に係る事務負担の軽減に配慮する」

平成23年10月 国立大学法人評価委員会「国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第2期中期目標期間の業務実績評価に係る実施要領」を決定

⇒「各法人が自己点検・評価や認証評価のために整えた根拠資料・データ等を、国立大学法人評価にも活用するなど、評価作業の合理化のための工夫をする」

平成24年6月 大学評価・学位授与機構において、国立大学法人等の第2期中期目標期間の教育研究の状況についての評価に係る「評価実施要項」を決定

平成25年6月 大学評価・学位授与機構において、「実績報告書作成要領」を決定

⇒認証評価機関による評価結果、提出資料・データ等も、法人評価に係る根拠資料・データ等として活用可能な旨を明示

(参考)「実績報告書作成要領」(抜粋)

【根拠となる資料・データの示し方】

大学ポートレート(仮称)に登録されているデータや、それらを機構が分析したデータ、または認証評価の評価結果等を、根拠となる資料・データとしてそのまま活用する場合には、当該箇所を注記すれば、そのコピー等を添付する必要はありません。

4. 諸外国の評価制度

諸外国の高等教育における主な機関別評価について①

| | 英国 | アメリカ合衆国 |
|--------------|---|--|
| 質保証機関 | ○質保証機関(QAA-Quality Assurance Agency for Higher Education) ※1997年設立 | 連邦教育省または全米アクレディテーション協議会の認定機関 |
| 主な機関別評価 | ○高等教育レビュー ※2013年より実施 ・1992年継続教育・高等教育法により、教育の質の評価活動を、高等教育財政カウンシルの法定業務に規定。財政カウンシルがQAAに業務を委託して実施。 | アクレディテーション(1905～) ※国として統一した大学評価制度はなく、大学や産業界による自主的な質保証が行われている。 ※各評価機関の会員資格審査として実施。 |
| 評価サイクル | 6年(ただし、実績が足りない機関は4年) | 評価機関により異なる。 ※地域別と宗教別では7-10年、専門分野別では5-6年が上限。 |
| 評価結果の表し方 | 評価における下記4つのコア要素を、3段階又は4段階で判定 (要素①) 学術水準の設定と維持・・・3段階判定 (要素②) 学生の学習機会の質・・・4段階判定 (要素③) 学生の学習機会の向上・・・4段階判定 (要素④) 高等教育の提供に関する情報・・・4段階判定 | 評価機関により、4～8段階と異なる。(認定→条件付認定→処分を伴う認定→不認定の順に評価) 例) MSCHE: 認定、条件付認定、再審査、認定保留、警告、猶予付認定、認定理由提示命令(※ここまでが適格認定)、不認定 例) WASC Sr: 認定、認定保留、懸念通知、警告、猶予付認定、認定理由提示命令(※ここまでが適格認定)、不認定 |
| 評価後のフォローアップ等 | ・評価結果を問わず、行動計画の作成が求められる。 ・不適格の判定を受けた機関は、行動計画とその進捗状況を報告し、再受審する。 ⇒「meets UK expectations」の場合、フォローアップ完了。 ⇒「meets UK expectations」以外の場合、財政カウンシルが直接改善指導を行う。 | ・7-10年の長期認定の場合、中間報告書の提出を義務とする場合と、報告書提出や訪問調査が任意で課される場合に分かれる。 ・条件付認定、保留、警告などの場合は、追加の報告書提出や訪問調査が課される。その内容や実施までの期間は、評価機関や評価結果により異なる。 |
| 評価結果の活用 | 改善がなされない場合、最終措置として、財政カウンシルによる配分予算の削減や一時的な停止が講じられる場合もある。 | ・連邦政府奨学金の受給資格を付与。 ・各州による設置認可において、評価機関による適格認定を必要とする場合がある。 |

諸外国の高等教育における主な機関別評価について②

| | ドイツ | フランス | オランダ | オーストラリア |
|--------------|---|---|---|--------------------------------------|
| 質保証機関 | ドイツ学修課程アクレディテーション財団(1999～)の認定機関 | 研究・高等教育評価高等審議会(2014～) | オランダ・フランダースアクレディテーション機構(2003～) | オーストラリア高等教育質・基準機構(2011～) |
| 主な機関別評価 | ①プログラム・アクレディテーション(2000～) ②システム・アクレディテーション(2008～) ※どちらか一方を選択 | 機関別評価 ※前身の研究・高等教育評価機構は2007年から実施 | ①プログラム評価(2003～) ②機関別オーディット(2011～) ※①は義務、②は任意 | 機関登録、機関再登録(2012～) ※「登録」とは設置認可を指す。 |
| 評価サイクル | 初回 6年 2回目以降 8年 | 5年 | 6年 | 7年(上限) |
| 評価結果の表し方 | 3段階(適格認定、条件付認定、不認定) | 記述式で表される見込み。 | ①4段階(非常に優れている／良好／おおむね良好／不十分) ②3段階(適格／条件付き適格／不適格) | 3段階(登録／条件付き登録／登録不可) |
| 評価後のフォローアップ等 | 適格認定の期間が半分経過した時点で、中間評価を実施。 | — | ②適格の場合は限定的プログラム評価を受審、条件付き適格の場合は1年以内に限定的プログラム評価を受審 | リスクアセスメントを毎年実施。 |
| 評価結果の活用 | 特になし ※州レベルでは、高等教育機関への財源配分の際に考慮される。 | 国から大学等への予算配分など。 ※研究・高等教育評価高等審議会は、予算配分の決定過程には関与しない。 | ①学位授与権の付与、政府奨学金等の受給資格の付与 | 登録された機関は、高等教育機関の全国登録簿に登載。 |

出典：H27.9.4中央教育審議会大学分科会大学教育部会(第37回)配付資料2-1より